

覚えのない未納料金を請求する詐欺に注意! -請求に応じない!電子マネー番号を伝えない!-

「NTTファイナンス」など実在する会社や公的機関をかたって電話があり、身に覚えのないサイトの利用料等、架空の未納料金を請求される詐欺的な手口に関する相談が多く寄せられています。

支払方法はコンビニでプリペイド型電子マネー（以下、電子マネーという）を購入するよう指示される手口が多く、氏名や住所、口座番号等の個人情報聞き出す例もみられます。また、最近目立つ手口として、電子マネーの購入後に公的機関をかたって電話がかかってくる、劇場型勧誘とみられる例もあります。

主な相談事例

【事例1】NTTファイナンスと個人情報保護委員会を名乗る電話があり、電子マネーを購入して番号を伝えた

【事例2】電話料金の未納分を支払うため電子マネーを購入したところ、その後何度も請求された

消費者へのアドバイス

- ① コンビニ等で電子マネーカードを購入するよう指示し、番号を教えさせる方法は全て詐欺です。身に覚えのない未納料金を請求されても言われるまま支払ってはいけません。
- ② 非通知や知らない番号からの電話は、出ない、話を聞かない、かけ直さないことがトラブル防止に効果的です。
- ③ 不明な点がある場合は、事業者の本来の連絡先を自分で調べて、問い合わせてください。
- ④ 不安を感じる場合は、消費生活センターや警察に相談してください。

消費者ホットライン:「188(いやや!)」 警察相談専用電話:「#9110」

【10代20代も注意!】お試しネット通販トラブル

全国の消費生活センター等には、SNSの広告を見てお試しのつもりでダイエットサプリなどを注文したところ、購入回数の条件があるコースになっていたなど、通信販売での「定期購入」に関する相談が寄せられています。通信販売での「定期購入」のトラブルは中高年の占める割合が高くなっていますが、10歳代や20歳代でも多くみられます。

相談事例

【事例1】お試しのつもりでダイエットサプリを購入したが定期購入になっていた

【事例2】サイトで美容液を購入したら定期購入になっていたが、2回目以降は支払えない

トラブル防止のポイント

- ① インターネット通販では、注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう
必ず「最終確認画面」で、定期購入が条件となっていないか、2回目以降の分量や代金などの販売条件を確認しましょう。

- ② 特定商取引法により申込みの意思表示を取り消すことができる場合があります

特定商取引法では、販売業者等に、販売サイトの「最終確認画面」において、顧客が注文確定の直前段階で、分量、販売価格・対価、支払の時期・方法、引渡・提供時期、申込時期（期限のある場合）、申込みの撤回、解除に関する事などの契約の申込みの内容を確認できるように表示することを義務付けています。販売業者等がこれらの契約の申込みの内容について、表示しなかったり、不実の表示や消費者を誤認させるような表示を行った場合、これにより誤認して申込みした消費者は、申込みの意思表示を取り消すことができます。

【国民生活センター】

★クイズ★SDGsの目標の数は何個？

徳島県消費者市民社会推進期間（5月第2土曜日～15日間）

SDGsは、世界のリーダーが2015年9月の国連サミットで決めた「持続可能な開発目標」、人類がこの地球で暮らし続けていくために2030年までに達成すべき具体的な目標のことです。

問題:SDGsの目標の数はいくつあるでしょう？

- ① 8 ② 17 ③ 21 ④ 169



※答えは裏面

【10代20代も注意!】
お試しネット通販トラブル

（こんな相談が寄せられています）
・お試しのつもりでダイエットサプリを注文したが6回の購入が条件のコースだとわかった。2回目以降は高額なので解約したい。

国民生活センター (2024年3月)

困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

いやや
188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

「2024消費者まつり」を開催しました!

5月25日(土)に、ふれあい健康館(徳島市)で「2024消費者まつり」を開催しました。

「消費者まつり」は、5月の「消費者月間」、また「消費者市民社会推進期間」(5月第2土曜日から15日間)に合わせて、例年開催しているものです。

第1部は、消費者支援功労者表彰、とくしまエシカルアワード表彰などの表彰、すだちくんへの「消費者教育推進大使」委嘱式のあと、令和5年度消費者大学卒業生、阿南光高等学校による消費者宣言が行われました。

第2部では、『ネットショッピングやSNS、あなたの「消費者力」大丈夫?』と題して、デジタル時代の安全・安心かつ豊かな消費生活を楽しむための講演会と「お楽しみ消費者クイズ」が行われました。

また、展示コーナーでは、市町村消費者協会による日頃の活動紹介や、県内大学による食品ロス削減やエシカル活動などの取組紹介、即売ブースでは県内高等学校、市町村消費者協会による特産品やお菓子、野菜、手芸作品等の販売が行われました。

くらしのサポーター活動功労者表彰

5月25日(土)、くらしのサポーター活動功労者として、2名の方に表彰状が授与されました。今後とも、消費者啓発に御協力をよろしくお願いいたします。

【受賞者(敬称略)】山下健一、高井マサ代

《コラム》スマホで簡単に高額収入?

～県消費者法務専門員:中川まな美(弁護士)～

SNSで、副業の広告を目にしたことはありませんか。

「1日10分の簡単作業」「スマホを操作するだけ」「1日1万円簡単に稼げる」などという広告です。

こういった広告を信じて、副業の申込をして、業者から言われるがままに登録料、サポート料、マニュアル代金等として、高額のお金を支払ったけれども、ちっともお金が入ってこないという相談が多く寄せられています。

副業の業者から、「すぐに元が取れるから」と言われて、消費者金融からお金を借りて支払ってしまい、借金だけが手元に残ってしまったという方もいらっしゃいます。場合によっては、業者の指示で、パソコンに遠隔操作アプリを入れ、消費者金融からお金を借りさせられるケースもあるようです。

そもそも、スマホを操作するだけで簡単に高額のお金を稼げるわけがなく、このような事例は、詐欺のおそれがあります。安易にこのような副業の申込をしないようにしましょう。

では、あなたやあなたの身近な人が副業に関するトラブルにあったら、どこに相談すればいいですか。

インターネット上には、「副業に関するトラブルを解決する」という広告を載せている業者もいます。このような業者に連絡すると、トラブル解決のためにお金を支払うよう要求され、さらに被害が拡大してしまう場合があります。相談先についても、慎重にならなければなりません。

こういった被害の連絡先は、みなさん既にご存じの消費者情報センター電話番号188です!もし、あなたのまわりに「インターネットで副業を始めたけれども困っている」という方がいたら、必ず教えてあげてください。

★クイズの答え 正解:②

SDGsの目標の数は「17」です

「8」は、MDGs(ミレニアム開発目標)の目標の数、「21」は、MDGs(ミレニアム開発目標)のターゲットの数、「169」は、SDGsのターゲットの数です

※MDGsは2015年までに達成すべき目標、SDGsは2015年から2030年までに達成すべき目標を記したものになります。MDGsは、よりよい世界を実現するために目標が設定され、2015年までに一定の成果を納めました。

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 📠 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

